



# インボイス制度で変わること 変えなければいけないこと

2022年11月30日（水）

アルパーコンサルティング株式会社

代表取締役 古川 忠彦

<https://www.alpar.co.jp>

[t.furukawa@alpar.co.jp](mailto:t.furukawa@alpar.co.jp)





1964年東京都生まれ。大学卒業後、株式会社TKCに入社し第一線のコンサルティングセールス業務からマーケティング企画業務、マネジメント業務等を経て2004年取締役就任。2014年1月に49歳でアルパーコンサルティング株式会社を設立。新事業展開、売上向上、人材育成、組織活性化、セグメント別会計の整備などを中心に、中小・小規模事業者や中小企業支援機関等に対するコンサルティング事業を展開。公的支援としては、経済産業省所管の独立行政法人中小企業基盤整備機構をはじめ、支援機関等の専門家、また政府の検討会委員としても活動中。

コロナ禍による激変の昨今、中小・小規模事業者に環境変化への対応のヒントを提供すべく全国を飛び回っている。

## 【役職（現職のみ）】

- ・アルパーコンサルティング株式会社 代表取締役
- ・中小企業庁 中小企業政策審議会金融小委員会 委員
- ・中小企業庁 中小企業収益力改善支援研究会 委員
- ・中小企業庁 中小企業の事業再生分野の政策評価検証研究会 委員
- ・中小企業基盤整備機構 中小企業アドバイザー
- ・中小企業大学校・東京校 中小企業支援担当者等上級研修・専門研修講師

ほか

## 【資格】

- ・経営管理修士（MBA：明治大学）

## 【所属学会】

- ・中小企業会計学会（発起人・幹事）
- 国際会計研究学会 日本簿記学会 等

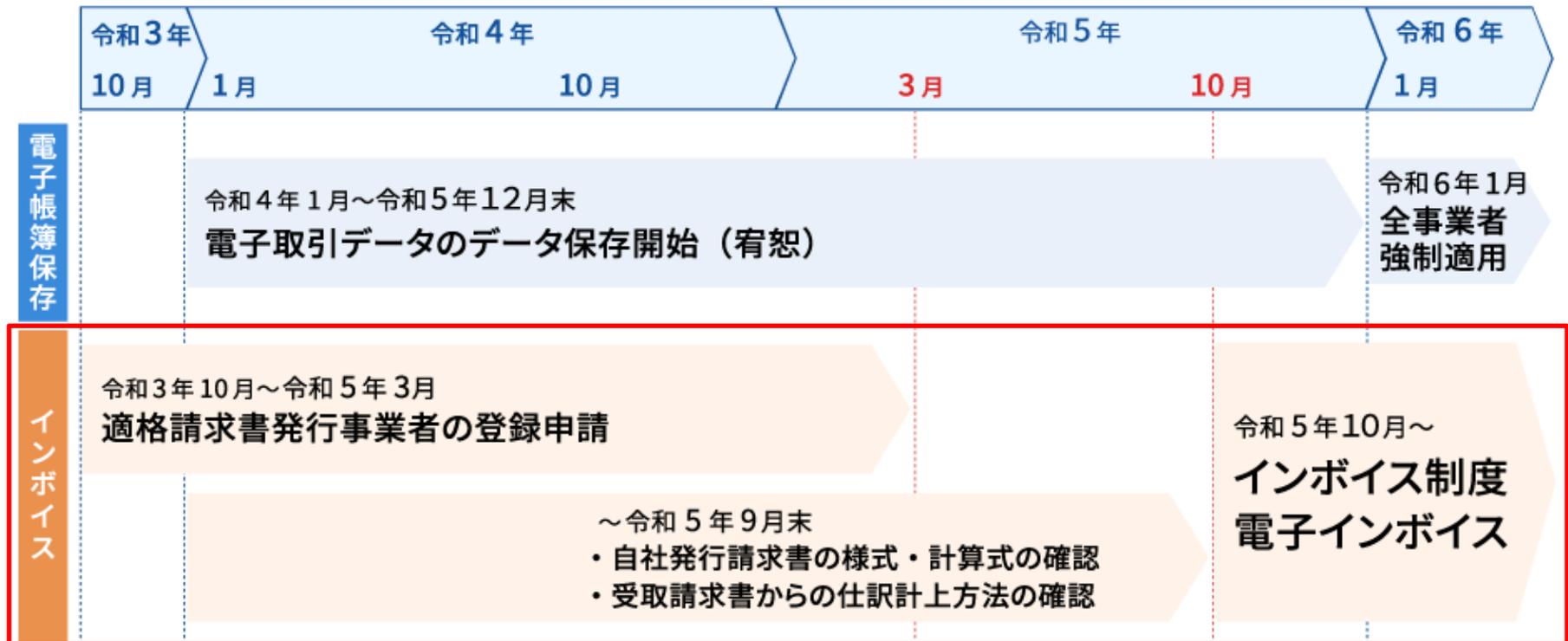




単に納税計算の問題では済まず  
取引先との取引継続可否に繋がるのが  
「消費税インボイス制度」です。

いまから何をすべきかに絞ってお話しします。

【残念ながら制度改正への対応からは逃れられません】  
でも安心してください！今日から何をすれば良いかをお話しします





事業年度の課税売上高が5,000万円超の事業者と、課税売上高が5,000万円超ではなくともあえて「本則課税」を選択している事業者の皆さまがいまやっておくべきこと



売上を通じてお客さまから預かった消費税額



仕入や経費支払で支払った消費税額  
(仕入税額控除)



税務署に納める消費税額

【本則課税の方】  
インボイス制度が  
始まると  
インボイスの要件を  
満たした  
請求書・領収書しか  
控除できなくなる！

# まずは消費税の課税事業者（本則課税）の方々へ 来年10月に向けて今すぐ取引先のチェックを始めましょう



- 個人タクシーの利用
- 個人商店からの仕入れ
- 個人が営業する店舗での飲食
- 店舗・駐車場の賃借
- フリーランスへの外注 など

下記のような場合、インボイスの発行についての確認をする必要が出てきます。  
インボイスが発行されなければ仕入税額控除不可のため、インボイスが発行されるか確認するように従業員にも周知徹底しておきましょう。

## 【事例①】取引先に向かう途中、手土産を買う



## 【事例②】出張先でタクシーに乗る

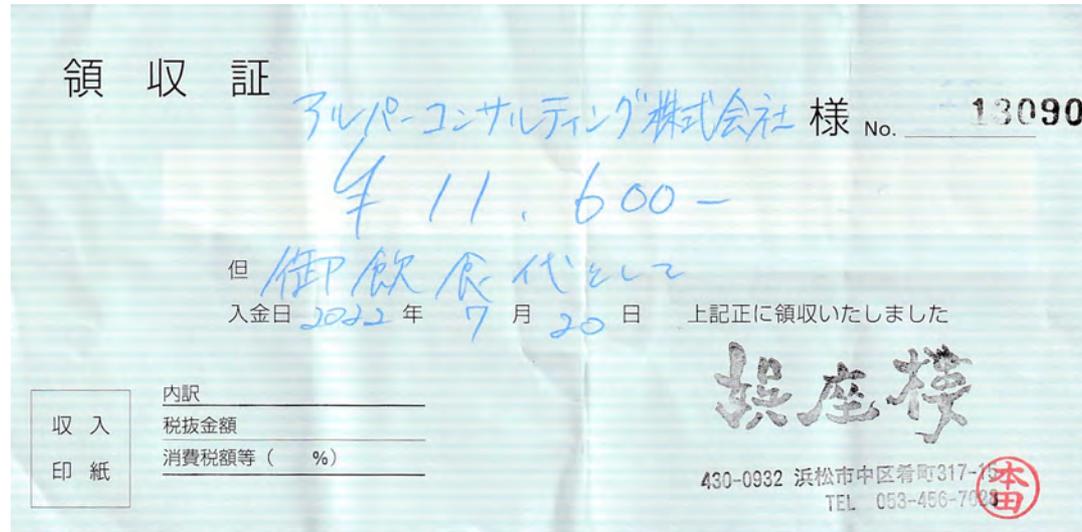


## 【事例③】居酒屋で忘年会



もらう  
請求書・領収書  
がインボイスで  
ないと  
貴社の納税額が  
膨らみます



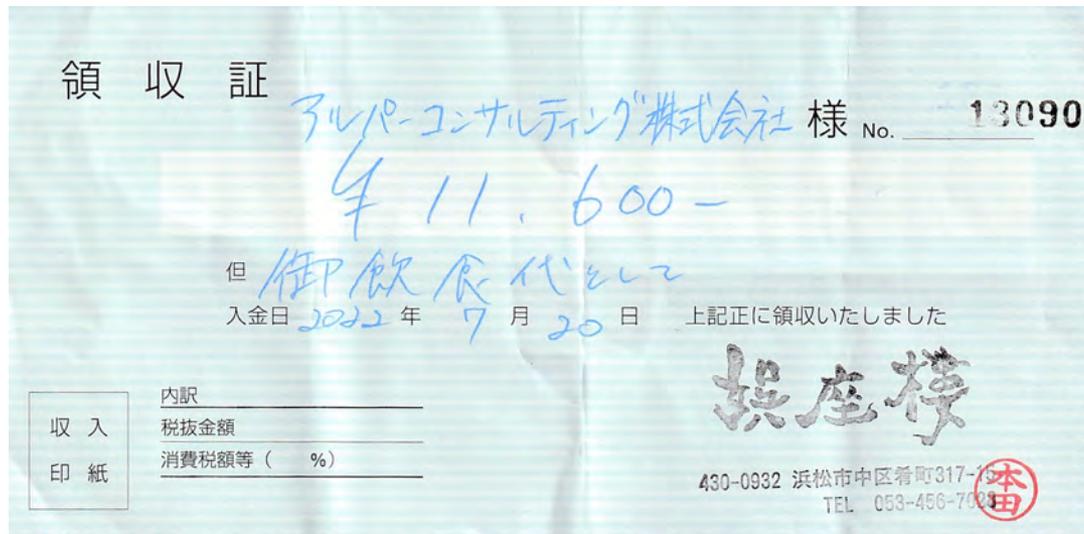


交際費 10,545円

仮払消費税1,055円

未払金11,600円

娯座樓さんの発行する領収書が、「適格請求書（インボイス）」の要件を満たしていようがまいが、課税事業者であろうが免税事業者であろうが、経理上1,055円を仕入税額控除しています。



交際費 11,600円 / 未払金11,600円

この娛座樓さんの発行する領収書では、「適格請求書（インボイス）」の要件を満たしていないので仕入税額控除ができません。いままで仕入税額控除していた1,055円は、貴社の経費（要は貴社負担）として処理することになります。

# インボイスの要件って？



## インボイス（適格請求書） 令和5年10月から

請求書			
	令和5年8月31日		
(株) ▲▲(T1234…)			インボイス登録番号
(株) ○○○御中			
	●年●月分		
●月▲日	△△△△	3,300円	
●月■日	□□□□	21,600円※	
●月▼日	▽▽▽▽	13,200円	
	⋮		
	⋮		
	合計	116,560円	
	10%対象 55,000円	内税 5,000円	適用税率ごとの消費税額
	8%対象 61,560円	内税 4,560円	
	※は軽減税率対象		

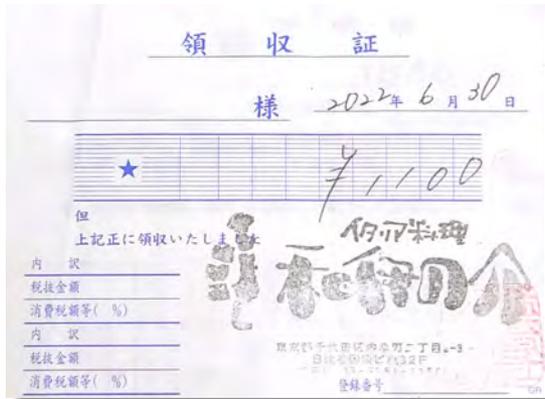
区分記載請求書では、必要な事項が記載されていない場合、受け取った人が追記できましたが、インボイスでは追記ができません。  
再発行をしてもらう必要があります。

※端数処理のルールが変わります。インボイス制度導入後は、1請求書あたり税率ごとに1回の端数処理しか認められません。

まずは消費税の課税事業者（本則課税）の方々へ  
来年10月に向けて仕入先・主要経費支払先のチェックを始めましょう



適格請求書が  
発行できそうなお店



適格請求書  
発行に不安が残るお店

問題なのは免税事業者は「適格請求書」の発行が出来ない点にあります



食材仕入



「適格請求書」が発行できない  
免税事業者の米農家



食材仕入



「適格請求書」発行の  
課税事業者の農業法人

# 本則課税事業者が今すぐやっておくべきこと 仕入先・主要経費支払先にインボイス発行意志を確認しましょう



## ● 取引先への登録番号の通知とご依頼に関する文書例

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇御中	20××年××月××日
	会社名 部署
適格請求書発行事業者登録番号のご通知とご依頼について	
拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。	
さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。	
そこで、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知するとともに、貴社の登録番号等について、弊社までご連絡をお願い申し上げます。	
何卒ご主旨をご理解賜り、宜しく願い申し上げます。	
	敬具
記	
1. 弊社登録番号 T××××××××××××××	
2. 課税事業者のご確認及び登録番号に関するご依頼 課税事業者の場合、貴社の適格請求書発行事業者登録番号を以下の問合せ先まで、ご連絡願います。 また、課税事業者以外（免税事業者等）の場合は、その旨、ご連絡をお願い致します。 もし、適格請求書発行事業者登録番号の取得が未だの場合は、2023年3月31日までに取得願ひ、2023年5月31日までにご連絡をお願い致します。	
3. 問合せ先 部署 氏名 住所 電話番号 メールアドレス	
	以上

# 貴社もインボイスを発行する必要があります 1枚1枚の正確な消費税額計算を手書きで対応しますか



## 従来野

領 収 証

イタリアンレストラン  
〇〇駅前店 様 2020年 7月 25日

★ 19,440-

但 食品、雑貨代金として  
上記正に領収いたしました

内 訳	
税抜金額	18,000
消費税額等(8%)	1,440

××食品株式会社  
TEL 03-123-4567

コクヨ ウケ-1048

請求書等保存方式(～2019年9月30日)

- ① 受領者の氏名または名称
- ② 取引年月日
- ③ 対価の額(税込)

- ④ 取引内容
- ⑤ 発行者の氏名または名称

区分記載請求書等保存方式(2019年10月1日～2023年9月30日)

- ⑥ 軽減税率対象品の譲渡である旨
- ⑦ 税率の異なるごとに合計した対価の額

適格請求書等保存方式(2023年10月1日～)

- ⑧ 税率の異なるごとに合計した消費税額、適用税率
- ⑨ 適格請求書発行者の登録番号

## 新野

領 収 証

① イタリアンレストラン 〇〇駅前店 様 2020年 7月 25日 ②

★ ③ 19,652-

但 食品(軽減税率対象)、雑貨代金として ④ ⑥

上記正に領収いたしました

内 訳	
税率	金額(税別税込)
10%	10,600
	消費税額等
	1,060
税率	金額(税別税込)
8%	7,400
	消費税額等
	592

⑤ ⑨  
××食品株式会社  
TEL 03-123-4567  
登録番号: T1234567890123

コクヨ ウケ-1048

領収証は、ゴム印スペース確保のため登録番号欄は設けておりません。

受け取った領収書の消費税額計算が間違えていたら、発行元に正しい領収書を再度発行してもらうことが義務づけられています。

# ただでさえ人手不足の小規模事業者です 使える補助金は有効に活用しましょう



生産性向上を目指す皆様へ

令和4年11月  
時点版

## 「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援!

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援!
- **インボイス対応に活用可能!** 安価なITツールの導入でも利用可能!
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2~3/4!**

### 通常枠

- ・生産性の向上に資するITツールの導入費用を支援します。
- ・補助下限額を引き下げ、クラウド利用料の対象期間を延ばします(最大2年間)。

### デジタル化基盤導入類型

- ・インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ・令和4年度第2次補正予算より、安価なITツール導入も支援すべく、補助下限額を撤廃します。

### 複数社連携IT導入類型

- ・複数の中小企業・小規模事業者等が連携して地域DXの実現や生産性向上を図る取組を支援します。コーディネート費・専門家謝金も対象です。

### セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。

令和4年度第2次補正予算(案)で中小機構に措置予定



チラシのダウンロードはこちら

## <詳細> (赤字は令和4年度第2次補正予算(案)での拡充点です)

	通常枠		デジタル化基盤導入枠 (インボイス対応に活用可能!)				セキュリティ対策推進枠
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型		
補助額	5万円 ~ 150万円 未満	150万円 ~ 450万円 以下	会計・受発注・ 決済・ECソフト	PC・ タブレット 等	レジ・ 券売機 等	(1)デジタル化基盤導入類型の 対象経費(左記同様) (2)消費動向等分析経費 <sup>(※1)</sup> (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限: (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限:200万円	5万円 ~ 100万円
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内	1/2以内
補助対象経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料 (最大2年分(期間 を長期化)、 導入関連費)		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費				サイバーセキュリティ サービス利用料 (最大2年分) (※3)

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります

(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、  
50万円超の金額については2/3

(※3) (独) 情報処理推進機構 (IPA) 「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されたサービス

## <活用例>

### デジタル化基盤導入類型

- ・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。  
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

### 通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、  
「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、  
人事担当の作業効率も大幅アップ!

## <今後のスケジュール>

- 令和元年度・令和3年度補正予算(公募受付中)

公募最終締切:【通常枠】 令和4年12月22日(木)予定  
【デジタル化基盤導入類型】 令和5年 1月19日(木)予定  
【複数社連携IT導入類型】 令和4年 11月30日(水)予定  
【セキュリティ対策推進枠】 令和5年 2月16日(木)予定

- 令和4年度第2次補正予算(案)  
予算成立後、速やかに公募を開始予定。

応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください

サービス等生産性向上  
IT導入支援事業  
事務局ポータルサイト



# 経理も手書きから脱却しましょう

## 領収書や請求書がインボイスか否かで区分経理しなくてはなりません



26年度	1	2	3	4	5	6	7
店	823,600	4,887,700	777,610	717,686	774,400	547,446	394,778
川崎店	33,070	664,797	646,850	181,208	877,074	320,383	171,470
板倉店					18,0576	402,710	345,600
下宿 振込	(未定) 23,700		111日 688,000	211日 535,18		33,716	2,300
(仕入)							
小野商店	174,126	237,408	260,277	84,765	201,454	177,400	67,778
せいのん	69,320	141,763	112,718	140,852	137,377	74,790	36,612
サ-商会	78,371	177,772	153,736	70,000	101,330	185,035	167,800
玉屋				50,22	11,410	100,944	
米		20,000					
果物・牛乳					137,000	107,300	5700
経手 小野商店							
心							
ガス	64,000	57,700	58,000	51,400	58,800	49,770	38,000
電気料	108,500	113,810	102,000	78,000	92,000	84,000	87,292
アカ・タカ	9,000			78,000			3,500
桐箱		10,000	3,920	10,000	14,000	43,200	4,320
水道料	59,000		6,600		58,000		81,000
ガソリン	20,000	22,000	21,000	22,000	21,000	18,000	17,000
電話料	811	7901	7113	5770	7730	7,700	8008

	7	8	9	10	11	12	
	374,778	568,700	521,768	610,432	600,760	110,3080	20334700
支払代							180,300
支払戻							3000000
支払戻							(378000)
支払戻							1310000
支払戻							(157,500)
中引							240000
支払戻							136,212
協賛金							44,000
広告費							4,800
接待交際費							
倉庫代							12,600
消費税							1160,000
決算手続料							21,000
棚卸							500,000
売却戻							354,328
買掛金							583,730
車検							120,000
自動車税							34500
14262日 決算							163,170
811	7901	7113	5770	7730	7,700	8008	
7	38110	47370	54300	56,600	63,000	642,310	
8	78211	82,000	83,112	90,300	98,000	41,3425	
9	8700	7720	230,000	10,000	268,650		
10	6212	13,571	14,000	4370	9112	188,63	
11	81,000	71,000			75,000	430,000	
12	18,000	21,000	24,000	24,000	28,000	28,000	
8008	8,400	8015	8,660	9010	90058	(878,226)	



## 登録申請のスケジュール

登録申請手続は  
**令和3年10月1日**  
から可能です。

令和5年10月1日から登録を  
受けるためには、原則として  
**令和5年3月31日**  
までに登録申請手続を行う必要があります。

令和3年10月1日

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請の  
受付開始

適格請求書等  
保存方式の開始





**ご安心ください！**

**当店発行の領収書・請求書は**



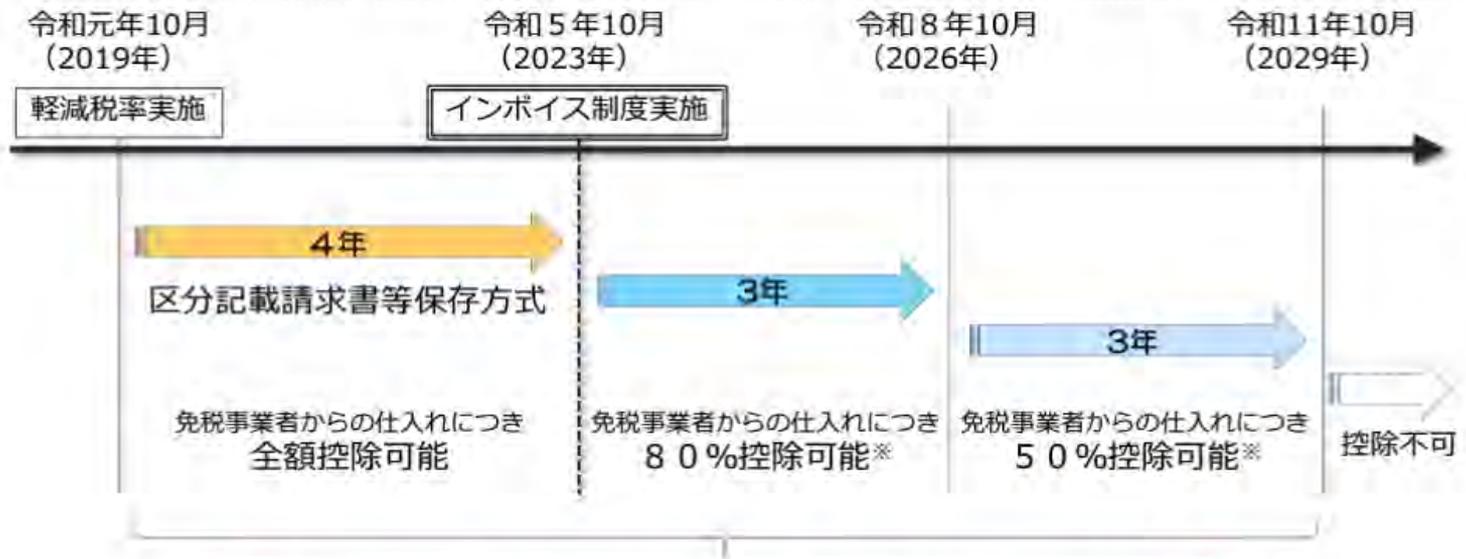
**インボイスです！**



# 政府は経過措置を設けていますが ほぼ意味はないと思っています（私見）

## インボイス制度実施に当たっての経過措置について

- インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。
- しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられている。



**インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている**  
 (免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要 (財務省資料)

**受け取る請求書・領収書を「インボイスかそうでないか」で  
区分経理する必要がでてきます**



- 税務署に適格請求書発行事業者番号（インボイス登録番号）を大至急申請する。
- 番号を取得したら「インボイス発行可能な事業者であること」をお客さまにわかるように表示する。
- 仕入先・主要経費支払先にインボイス対応予定を確認する。
- いま受け取っている請求書・領収書で手書きのものをチェックしておく。
- 自社が発行する請求書・領収書を手書きのままで行くのか、IT導入補助金を活用してシステム対応するのかを検討する。
- インボイスの区分経理ができるようにIT導入補助金を活用した会計システムの導入を検討する。





- 簡易課税を選択している課税売上高5,000万円以下の事業者の消費税納税額は、業種別の「みなし仕入率」を使って課税売上高の比例額で計算しているため、**一般課税事業者のように受け取る請求書・領収書が「適格請求書」でなくとも納税額は変わりません。**
- しかし、何らかの事情（課税売上高が5,000万円を超えたり、本則課税を選択する方が有利な場合）で本則課税事業者に移行することもあり得ます。その時になって慌てて取引先の選別をするのでは対応が間に合わないので、日頃から取引先が発行する領収書や請求書が「適格請求書」かどうかを確認しましょう。

簡易課税事業者も得意先・お客さまには本則課税事業者とその社員が  
いるかもしれません。インボイス登録番号の取得は必須です



# 請求書



**ALPAR CONSULTING**

Altruism for Partner

様

アルパーコンサルティング株式会社

適格請求書発行事業者番号T7010001157856

〒105-0022

東京都港区海岸2丁目1番24号

NAC港ビル9階

TEL : 03-6272-6782

MAIL : info@alpar.co.jp



600

月31日



- 税務署に適格請求書発行事業者番号（インボイス登録番号）を大至急申請する。
- 番号を取得したら「インボイス発行可能な事業者であること」をお客さまにわかるように表示する。
- 仕入先・主要経費支払先にインボイス対応予定を念のため確認する。
- いま受け取っている請求書・領収書で手書きのものを念のためチェックしておく。
- 自社が発行する請求書・領収書を手書きのままで行くのか、IT導入補助金を活用してシステム対応するのかを検討する。
- インボイスの区分経理ができるようにIT導入補助金を活用した会計システムの導入を検討する。



## 事業年度の課税売上高が1,000万円以下の免税事業者 の皆さまがいまやっておくべきこと

免税事業者のまましていると「適格請求書」の発行が出来ないため、本則課税事業者からの仕事の発注、本則課税事業者の社員等からの売上が無くなる下がるリスクがあります。

課税売上高が1,000万円以下でも課税事業者になることはできません。しかし消費税を納税することになるため、今までよりもお金が出ていくこととなります。



# インボイスを発行できないと 客層によってはお客さまが減るリスクがあります

- 個人タクシーの利用
- 個人商店からの仕入れ
- 個人が営業する店舗での飲食
- 店舗・駐車場の賃借
- フリーランスへの外注 など

下記のような場合、インボイスの発行についての確認をする必要が出てきます。  
インボイスが発行されなければ仕入税額控除不可のため、インボイスが発行されるか確認するように従業員にも周知徹底しておきましょう。

## 【事例①】取引先に向かう途中、手土産を買う



経費精算する  
社員さんは  
来なくなる危険  
があります

## 【事例②】出張先でタクシーに乗る



## 【事例③】居酒屋で忘年会



# 免税事業者が課税事業者を選択するかどうかの判断は お客さまが「経費で落とすかどうか」です



## 《販売先による考え方》

販売先の区分	事業者のみ	事業者と一般消費者が混在	一般消費者のみ
自社の業種(例)	<p>建設業・製造業等</p> <p>建設業 (ひとり親方) 製造業</p>	<p>飲食店・花屋等</p> <p>飲食店 花屋</p>	<p>学習塾・ゲームセンター等</p> <p>学習塾 ゲームセンター</p>
基本的な対応方針	<p>インボイス発行事業者になることを検討する</p>	<p>事業者への販売(例えば、飲食店での法人の接待利用など)の多寡によって、インボイス発行事業者になることを検討する</p>	<p>販売先に事業者がない限り、インボイス発行事業者になる必要はない</p>

# インボイス発行が可能な課税事業者になるためには 消費税課税事業者選択届出書を税務署に提出します



第1号様式  
消費税課税事業者選択届出書

令和 年 月 日

収受印

届出者	(フリガナ) 納税地	(〒 - - ) (電話番号 - - - )
	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合は 本店又は 支店たる事務所の 所在地)	(〒 - - ) (電話番号 - - - )
	(フリガナ) 名称(屋号)	
	個人番号 又は 法人番号 (フリガナ)	<small>個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし、ここから記載してください。</small>
	氏名 (法人の場合は 代表者氏名)	
	(フリガナ) 代表者住所	(電話番号 - - - )

税務署長殿

下記のとおり、納税義務の免除の規定の適用を受けないことについて、消費税法第9条第4項の規定により届出します。

適用開始課税期間	自 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 年 月 日 至 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 年 月 日
上記期間の 基準期間	自 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 年 月 日 至 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和 年 月 日
	左記期間の 総売上高 円
	左記期間の 課税売上高 円

事業内容等	生年月日(個人)又は設立年月日(法人)	1明治・2大正・3昭和・4平成・5令和 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	法人のみ記載	事業年度	自 月 日 至 月 日
	事業内容			資本金	円
参考事項		届出区分	<input type="radio"/> 事業開始・設立・相続・合併・分割・特別会計・その他 <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
		税理士署名	(電話番号 - - - )		

※税務署処理欄	整理番号	部門番号					
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日	
	通信日付印	確	番号	確認	身元	確認	個人番号カード/通知カード・運転免許証 書類 その他
	年 月 日	認	確認	済	済		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。  
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

1  
2

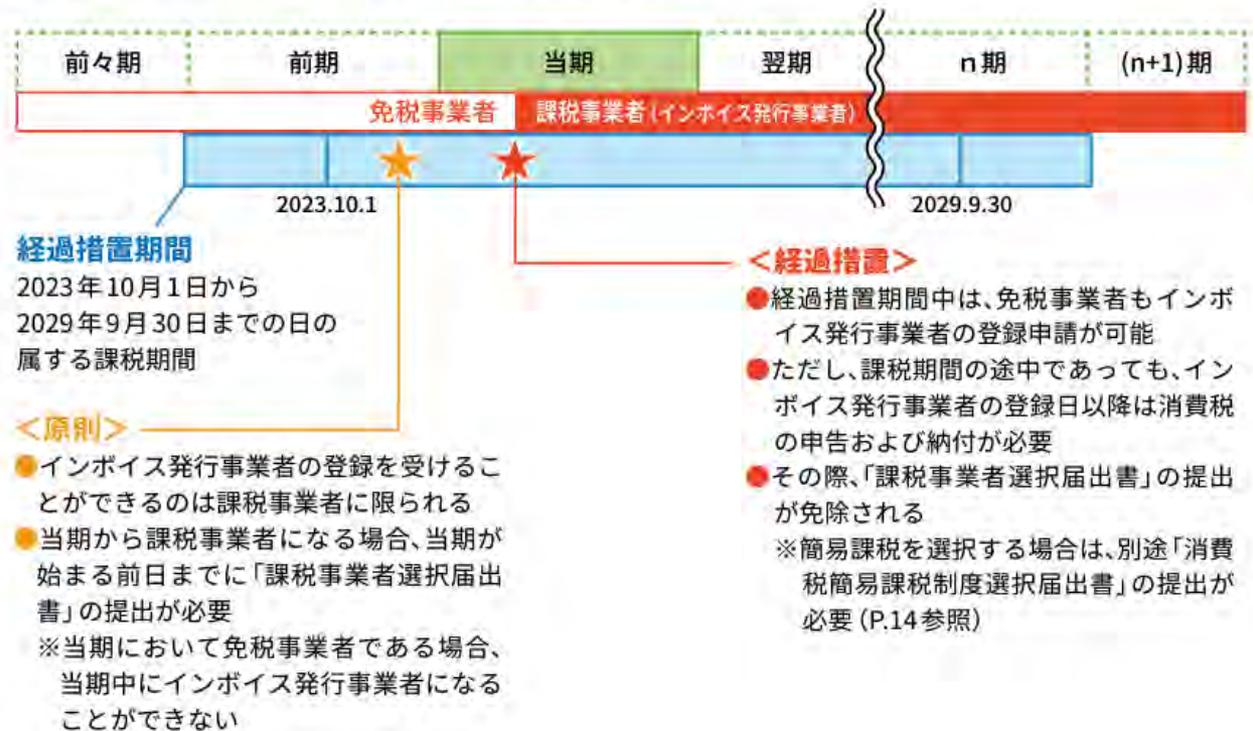
3  
4  
5



# 【特例】今なら「2年縛りなしに」令和5年10月1日開始の「適格請求書発行事業者の登録申請書」を税務署に出せます

インボイス制度が導入される予定の2023年(令和5年)10月1日にインボイス発行事業者登録を受けることを希望する場合は、原則として2023年(令和5年)3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

通常、この登録申請は課税事業者に限って行うことができますが、免税事業者でも、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、2023年(令和5年)10月1日から2029年(令和11年)9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、「課税事業者選択届出書」の提出が免除されます。経過措置期間中に課税事業者となった場合は、課税期間の途中でも、登録日以降は消費税の申告および納付が必要です。



免税でもインボイス発行のために課税事業者になることはできますが  
手元資金から消費税を納税しなくてはなりません



例えばサービス業の個人事業主で**免税事業者**の場合

売上高	900
仕入など（変動費）	100
粗利益（限界利益）	800
売上がなくても発生する出費（固定費）	500
生活費等	300

免税でもインボイス発行のために課税事業者になることはできますが  
手元資金から消費税を納税しなくてはなりません



サービス業（免税）が簡易課税を選択した場合（令和5年10月～）

売上高	900
仕入など（変動費）	100
粗利益（限界利益）	800
売上がなくても発生する出費（固定費）	500
生活費等 - 消費税45	255

# 免税事業者は「課税を選択したらいくら納税か」を概算で計算しましょう



事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第一種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第二種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)をいいます。
第三種事業	70%	農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第四種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。 なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となります。
第五種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第六種事業	40%	不動産業

$$\text{売上高} \times (100\% - \text{自社の業種のみなし仕入率}) \times 10\%$$

免税事業者は  
「もし課税を選択したらいくら納税か」を概算で計算しましょう



- 年商900万円の建設業（一人親方等）

$$900\text{万円} \times (100\% - \text{建設業のみなし仕入率}70\%) \times 10\% = 27\text{万円}$$

- 年商900万円の飲食業

$$900\text{万円} \times (100\% - \text{飲食業のみなし仕入率}60\%) \times 10\% = 36\text{万円}$$

- 年商900万円のサービス業

$$900\text{万円} \times (100\% - \text{サービス業のみなし仕入率}50\%) \times 10\% = 45\text{万円}$$

消費税の**免税事業者**で課税事業者になってインボイスを発行する方は  
 持続化補助金インボイス枠も活用で「もっと利益が出る仕掛け」を！



令和4年11月時点

地域を支える小規模事業者等の皆様へ

## 「小規模事業者持続化補助金」 が拡充されます

### 持続化補助金で販路開拓！！

#### 【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の  
 支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、  
 それ以外の業種の場合20人以下である事業者

#### 【補助上額】

50～200万円

⇒ 令和4年度第2次補正予算より、免税事業者から**インボイス発行事業  
 者に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せ**を行います。  
**(最大250万円)** (詳細は、裏面をご確認ください)

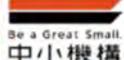
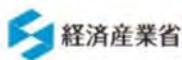
#### 【補助率】

2 / 3 (資金引上げに取り組む事業者のうち、**赤字事業者は3 / 4**)

#### 【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

令和4年度第2次補正予算(案)で中小機構に措置予定



チラシのダウンロードはこちら！

#### 措置内容

令和4年度第2次補正予算において、「一律に50万円の  
 補助上限上乗せ」をします**(最大250万円)**。

※2023年2月までは、現行のインボイス枠を継続します。

免税事業者からインボイス発行事業に転換する事業者(**インボイス転換事業者**)を対象に、**全ての枠で  
 一律に50万円の上限を上乗せ**し、販路開拓(税理士への相談費用を含む)を支援します。

	通常枠	特別枠				インボイス枠
		資金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
インボイス 転換事業者	100万円	250万円				100万円
上記以外の 事業者	50万円	200万円				-
補助率	2 / 3	2 / 3 (資金引上げ枠の赤字事業者の場合3/4)				

#### 【現在(第10回)の申請要件】

- 資金引上げ枠 ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上とした事業者
- 卒業枠 ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超過して規模を拡大する事業者
- 後継者支援枠 ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- 創業枠 ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者
- インボイス枠 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行登録をした事業者  
 (令和4年度第2次補正よりインボイス特例を導入。その際にインボイス枠は終了)

※赤字記載箇所は、令和4年度第2次補正予算による拡充内容。

※令和元年度・3年度補正予算事業において、「インボイス枠」で採択された事業者は、令和4年度第2次補正  
 予算における補助上限上乗せ(インボイス特例)の対象外です。

#### 事例①

#### 活用例

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を増設**。加えて、地元飲食店との**コラボ  
 メニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

#### 事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを  
 導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

※ 青字が本補助金の対象経費

#### <今後のスケジュール>

- 令和元年度・令和3年度補正予算  
 12月9日(金) 第10回公募締切
- 令和4年度第2次補正予算(案)  
 予算成立後、速やかに公募を開始予定。(詳細は、順次公表いたしますので、下記HPにてご確認ください)

事務局HP:



商工会地区HP



商工会議所地区HP



03-6632-1502



JGrants

(ID取得)

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



- 本則課税事業者や本則課税事業者の社員からの発注や購入がなくなってしまうリスクを考え、領収書や請求書の発行を求めらるお客さまがどれだけいるかをチェックする。
- 課税事業者を選択した場合の概算の納税額も把握し、その上で免税のままで行くのか、課税を選択するのかを判断する。

### 【以下、課税事業者を選択しインボイスを発行しようとする場合】

- 税務署に適格請求書発行事業者番号（インボイス登録番号）を申請し、併せて「消費税課税事業者選択届出書」を提出する。
- 小規模事業者持続化補助金インボイス枠の活用等も検討しながら、消費税納税ができるように収益改善を図る。
- 自社が発行する請求書・領収書を手書きのままで行くのか、補助金を活用してシステム対応するのかを検討する。

人手が足りない中小企業・小規模事業者だからこそ  
人手に頼るのではなくITの活用でもっと楽に制度変更に対応しましょう

